

「特別用途食品の表示許可等について」（平成 28 年 3 月 31 日消食表第 221 号）
の概要について

特別用途食品制度の運用については、これまで「特別用途食品の表示許可等について」（平成 23 年 6 月 23 日消食表第 277 号）に基づき行われてきたところであるが、今般、新たに次長通知として定めたところ。従前から内容を改正した概要は下記のとおり。なお、基本的な運用に大きな変更はないことを申し添える。

記

(1) 規制改革実施計画を踏まえた運用内容の具体化

- ① 許可申請や許可基準に関する基準適合を証明する資料の明確化
＜別添 1 第 2 の 3 (2)、別添 1 第 7 の 2 (4)＞
- ② 低たんぱく質食品に関する許可基準の明確化
＜別添 1 第 2 の 3 (2)、別添 1 別紙 1 (1)＞
- ③ 個別評価型病者用食品の審査の整備
＜別添 1 第 2 の 4 (3)＞
- ④ えん下困難者用食品の試験方法に、既存の試料規定サイズより小さい製品の試験方法を追加
＜別添 1 別紙 3 の 4 (1) b)＞
- ⑤ 申請手続について、消費者庁において事前相談を行えることの明確化
＜別添 2 の 7＞

(2) 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の施行に伴う改正

栄養成分表示や原材料表示など、食品表示基準に関する事項については、同基準に準ずることを明記